

# 求人票

フリガナ		アイネックス			
事業所名		株式会社アイネックス			
所在地		〒 010-0063 秋田 県 秋田 市 牛島西一丁目4番5号			
代表者名		代表取締役社長 鎌田 良勝			
連絡先	電話番号	018-887-5560		FAX番号	018-835-5666
	Eメール	kagaya@inecx.co.jp			
	担当者	部署	総務部	氏名	加賀谷 謙
ホームページ		<a href="https://www.inecx.co.jp/">https:// www.inecx.co.jp/</a>			
事業内容・会社の特徴		空間プランニングサービス・ステーションリーサービス・ITソリューションサービス・教育ソリューションサービス・パソコン専門店COMの5つのサービスを軸に、お客様のビジネス環境づくりのお手伝いをしています。			
従業員数		当勤務事業所	37 人	企業全体	105 人
求人内容	勤務場所	本社と同じ			
	職 種	営業			※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。
	年 齢	不問 ・ 才 ~ 才 (省令 号 )			
	職務内容	空間コーディネート事業部 所属 秋田県内の官公庁・民間企業に対し、内装・レイアウト等の空間プランニングを通して、各所にあった快適なビジネス環境をお客様と一緒に考え、提案していく。			
	求人数	1~2 人	学歴(履修科目)	不問	
	必要な経験	不問(営業経験、又は業界経験があれば尚可)		定年制	有り(60歳)
	必要な資格	不問		再雇用	65歳迄
	求人内容の補足事項				
勤務条件	給 与A	月給	日給	時給	年俸 其他 ( ) 135,000 円 ~ 215,000 円
	毎月定期的に支払われる手当B	精皆勤	手当	5,000 円	
		調整	手当	25,000 円	
		(*20時間分) 固定残業	手当	25,000 円 ~	
	毎月の賃金A+B	190,000 円 ~ 270,000 円			
	通勤手当	上限10,000円 *弊社規定による			
	その他の手当	住宅手当15,000円(30歳未満で賃貸住宅に世帯主としてお住まいの方) *移住者等には個別に検討			
	賞与	(前年度実績) 年 2 回 計 3 ヶ月分 または 万円 ~ 万円			
	月平均労働日数	20.2 日	昇給	年 1 回	
	雇用期間	常用 その他 ( )			
	勤務時間	8:30 ~ 17:30 *月1~2回土曜日出勤(8:30-12:00)			
	休憩時間	午前 分・ 昼 60 分・ 午後 分 合計 60 分			
	休日	土・日・祝・夏期・年末年始		年間休日	123 日 時間外勤務 月平均 20 時間
	マイカー通勤	可 ・ 不可 (駐車場 有 無 ) (自己負担 有 無)			
	加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 財形 厚生年金基金 退職金共済 退職金制度 (*勤続 3 年以上)			
住 宅	寮 社宅 ・ 賃貸住宅斡旋可 ・ 特になし				
勤務条件の補足事項					
選考	選考方法	①書類選考 ②面接及び筆記(一般常識程度)			
	面接場所	本社(牛島)			
	応募書類	履歴書 ・ 職務経歴書 ・ ジョブカード ・ その他(健康診断書 )			
	採否決定	最終面接から 7 日以内			
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	2023/8/22		受理番号 01023-08002

事業所様記入欄          事業所名          株式会社アイネックス

## I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

### 例外事由

1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

3号のニ 60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

## II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および

向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年

10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

### ① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

### ② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません!」をご確認ください。